

## 9. その他の制度について

### 1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

心身に障がいを持ち、歩行が困難な方が自分で運転または同乗している自動車については、公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合は、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。

対象

障害の区分		障害の級別	戦傷病者
身 体 障 害	視覚障害	1級から4級の1	特別項症から第4項症
	聴覚障害	2級、3級	特別項症から第4項症
	平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症
	上肢不自由	1級から2級の2	特別項症から第3項症
	下肢不自由	1級から4級	特別項症から第4項症
	体幹不自由	1級から3級	特別項症から第4項症
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。) 移動機能 1級、2級	
	心臓機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
	じん臓機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
	呼吸器機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
知的障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
	小腸の機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	
	肝臓機能障害	1級から3級	
	重度(A)		
精神障害		1級	

(注)上記のほかに、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

《手続き》

申請により駐車除外標章を受けることができます。交付基準その他詳しい内容については、お近くの警察署交通課又は方面本部交通課若しくは警察本部交通規制課駐車対策係(011-251-0110 内線 5187)までお問い合わせください。

【担当】伊達警察署交通課 電話 22-0110(代表)